

令和4年 第5回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

## 議 事 録

1. 開催日時 令和4年5月20日（金） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち14名  
田村市農地利用最適化推進委員4名のうち4名

1番	郡司嘉一委員	3番	柳沼正郎委員	4番	猪狩徳孝委員
7番	渡邊慶幸委員	9番	安藤末男委員	10番	柳沼政一委員
11番	齋藤 実委員	12番	渡邊登喜男委員	14番	佐藤正之委員
15番	大和田弘委員	16番	佐藤円治委員	17番	石井珠枝委員
18番	佐藤伸夫委員	19番	吉田修一委員		
④番	荻野右近委員	⑨番	渡邊隆一委員	⑭番	伊藤博之委員
⑱番	吉田清吉委員				

4. 欠席委員 2番 陣野原進委員 5番 三田勝一郎委員 6番 渡邊義輝委員  
8番 白岩幸一委員 13番 三浦善治委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松 崎 博 志
主任主査兼総務係長	菅 野 裕 勝
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

15番	大和田 弘 委員
16番	佐藤 円治 委員

## 8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定  
について (県許可分)

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について (市許可分)

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用  
集積計画に対する意見決定について

議案第6号 現況確認証明について

## 9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局	ご案内の時間より早いですが、委員の皆様全員お集まりいただきましたので進めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。
会長	皆様、改めましてこんにちは。本日は5月の田植時期の大変忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日の皆さんの顔色を見ますとかなり日焼けをしまして体重が2、3キロ落ちたのではないかと思います。これからも忙しい時期が続きますので体調に留意をされまして充分注意され農作業に励んでもらいたいと思います。また農業用価格など様々な問題が発生しておりますが皆様と一緒に乗り切っていきたいと考えます。本日もよろしくお祈いします。
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお祈いします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございましたのが2番陣野原進農業委員、5番三田勝一郎農業委員、6番渡邊義輝農業委員、8番白岩幸一農業委員、13番三浦善治農業委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、14名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和4年田村市農業委員会第5回総会を開会いたします。また、本日は荻野右近推進委員、渡邊隆一推進委員、伊藤博之推進委員、吉田清吉推進委員の4名の農地利用最適化推進委員の方々に出席をいただいておりますことご報告いたします。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、15番大和田弘委員、16番佐藤円治委員を指名いたします。ただいまから議案審議に入ります。  本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 6件 議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定 について (県許可分) 1件 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について (市許可分) 2件 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分) 2件

	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について 3件</p> <p>議案第6号 現況確認証明について 1件</p>
	<p>以上15件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p>
	<p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から6番までについて事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から6番について、議案書朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
事務局	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から3番について、14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。</p>
14番委員	<p>14番佐藤です。整理番号1番について報告します。16日の夕方に現地で箭内推進委員と私と代理人行政書士の3名で現地調査を行いました。現地調査の結果設定人と被設定人は親子関係であり農業者年金の関係もあり今回の申請に至った訳であります。耕作事業方法には問題ないものと確認しました。次に整理番号2番及び3番は関連性がありますのでまとめて報告します。16日の夕方に箭内推進委員と私と代理人が県外のため今回農業委員会事務局の菅野氏と3名で確認してまいりました。詳細は菅野氏より説明を受けました。整理番号2番について設定人所有の畑に被設定人が「サカキ」を栽培し賃借権設定の許可を出す事になります。整理番号3番について報告します。整理番号2番と同じ畑に被設定人が「サカキ」栽培のための上部に太陽光発電のパネルを設置する区分地上権の許可申請であります。現地調査のとおり何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様のご慎重審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について、15番大和田弘委員ご報告をお願い致します。</p>

15番委員	15番大和田です。整理番号4番について報告します。16日に現地にて私と松崎推進委員と譲渡人、譲受人の4名で現地調査をしました。何ら問題ないものと確認しましたので慎重審議よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。次に整理番号5番及び6番について、16番佐藤円治委員ご報告をお願い致します。
16番委員	16番佐藤です。整理番号5番と6番は関連性がありますのでまとめて報告します。15日の午後に吉田推進委員と私と譲渡人の3名で現地調査をしました。申請の通りお互い耕作条件を良くして耕作向上にしたいとの話でありました。農地については何ら問題ないものと確認してまいりました。以上報告します。
議長	ありがとうございました。以上で整理番号1番から6番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から6番までについては、申請の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして1号議案は終了します。 ここで事務局から補足説明があります。
事務局	只今決定いただきました議案第1号の整理番号2番と3番についてであります。本来であります。本日許可になります。この後の議案第3号でご審議いただく転用案件の県許可分になりますのでこの転用案件許可の日と併せて許可になりますので申し上げます。
議長	次に議案第2号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分)」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願ひます。
事務局	整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、3番柳沼正郎委員ご報告願います</p>
3番委員	<p>3番柳沼です。只今事務局から説明がありましたとおり、事業計画変更申請で17日の朝に私と荻野推進委員と現地確認をしてみました。令和2年9月に当初の計画者が太陽光発電用地として農地転用許可を得ていたものでありますが、社会情勢の変化により事業を取りやめた為に新たな会社が承継したものであります。以前にも許可になっているため転用内容も前回と変更がないため現地確認のみをしてみました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」の、整理番号1番については、原案の通り許可相当とする事に意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして2号議案は終了します。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を</p>

	<p>お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、9番安藤末男委員ご報告願います。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号1番について報告します。11日の午前私と和田推進委員と代理人行政書士の3名で現地確認をしました。現地に畑はありますが、作物が何も作られていないので建物を建てての影響はないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、10番柳沼政一委員ご報告をお願い致します。</p>
10番委員	<p>10番柳沼です。整理番号2番について報告します。16日の午前より橋本推進委員と私と代理人行政書士の3名で現地確認をしましてまいりました。申請地につきましては住宅の建築に際しての排水対策など他の農地への支障はないもの確認してまいりました。なお畑の所有者との話は済んでいるとのことでありました。慎重審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から2番まで事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から2番までについては、申請の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして3号議案は終了します。</p>



	次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、3番柳沼委員ご報告願います。</p>
3番委員	3番柳沼です。整理番号1番について報告します。内容は先ほどの議案第2号でありました事業計画変更申請で説明しました。内容については同じなので説明に変えます。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。
14番委員	14番佐藤です。整理番号2番について報告します。先ほど議案第1号にて許可された案件のところで審議をいただきました案件で営農型発電のパネル支柱の転用で賃借権設定であります。16日午後より現地で私と箭内推進委員と農業委員会事務局の菅野氏と3名で現地調査を行いました。現地調査を行いました。転用によって周辺の農地に影響することはなく申請書のとおりであることを確認してまいりました。慎重審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。以上で整理番号1番から2番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」の整理番号1番から2番については原案のとおり「許可相当」とする事に意見決定いたします。以上をもちまして第4号議案は終了いたします。次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から3番まで事務局説明願います。</p>
事務局	「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から3番まで議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から3番については原案のとおり決定いたします。以上をもちまして第5号議案は終了いたします。次に議案第6号「現況確認証明について」を議題と致します。</p> <p>本案については7番渡邊慶幸委員が関係する議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により7番渡邊慶幸委員の退場を求め審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし
議長	<p>ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊委員 退席 ～</p>

議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>それでは整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「現況確認証明について」の整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号「現況確認証明について」の整理番号1番については、原案のとおり決定致しました。</p> <p>議案第6号の審議を終了しましたので、7番渡邊慶幸委員の入場を許可します。ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊委員 入場 ～</p> <p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>7番渡邊慶幸委員にご報告いたします。議案第6号の整理番号1番について、原案のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。</p>
7番委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和4年第5回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 14:10</p>

令和4年5月20日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人